

## 第 13 号議案

豊後大野市工場立地法地域準則条例の一部改正について

豊後大野市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

### 提案理由

工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）の一部改正により、本条例において引用する同法の条項に異動が生じたことに伴い条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

豊後大野市工場立地法地域準則条例（平成 24 年豊後大野市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。